



杉浦 敏 議員

住民税の減免規則を 実態に即し改善しては

質 杉浦議員

国の税制改正による影響で、高齢者や低所得者を中心に払税能力を超えた住民税が課税されるという事態が広がっています。

公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、高齢者の非課税限度額の現役世代並みへの引き下げが行われ、昨年まで住民税が掛からなかった低所得者に対し、今年は均等割の4000円が掛かってくるということが実際に起こっています。

特に65歳以上の高齢者の場合、これに連動して、介護保険料が去年まで年額2万4300円だったのが、平成20年には一気に5万2500円まで引き上げられてしまう人も出てきます。京都市では、住民税の所得割の納税義務のない人に

は均等割も免除するという制度があり、3万2000人の住民が対象になっているということです。

当市としても、地方税法の「当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができるといふ規定を積極的に運用し、京都市等の例を参考に、住民税の減免規則を住民の実態に即したものに改善する必要があるのではないですか。

減免規定の拡充は 考えていない

答 川瀬市長

市民税の減免規定をさらに拡充することは、現在のところ考えていません。ただし、次年度の住民税

の改正は、県と市町村合わせて一律10%となり、課税所得が200万円以下の低所得者に対しては5%が10%と高くなりますが、その分、所得税の税率10%が5%に半減され、調整控除も設けられましたので、住民税と所得税を合わせた税額は、これまでと変わりませんのでご理解願います。

子どもの遊び場の 土地の選定経緯は

質 杉浦議員

11月23日の中日新聞に、鰯浦町上本田地内にある子どもの遊び場の問題が取り上げられ、「市長から借りた土地、有効利用されず無駄遣いの声」のタイトルで「最近では、ラジオ体操の時期以外ほとんど利用されていない」という。雑草が生い茂り…」と報道されました。

どういった経緯で市長の土地が選ばれたのか、他に

適な場所はなかったのですか。
今後、この契約を解除せずに続けますか。

地元の区長等から 強い要望があった

答 加藤助役

ご指摘の子ども遊び場については、地元の区長や子ども会役員等から、子どもたちが身近に遊べる広場を整備してほしいという強い要望がありましたので、地元の方たちともいろいろ相談して、最終的にこの土地に候補地が決まり、平成5年に整備した経緯があります。

当時は非常に活発に利用されていましたが、時代とともに屋外で遊ぶ子どもが減って利用状況が変わってきていますので、今後、利用していただく地元の皆さんとよく議論して、新年度における体制を取っていきたいと思います。